

《壬生町にお住まいの方》

令和8(2026)年農業用免税軽油に係る申請についてのお知らせ

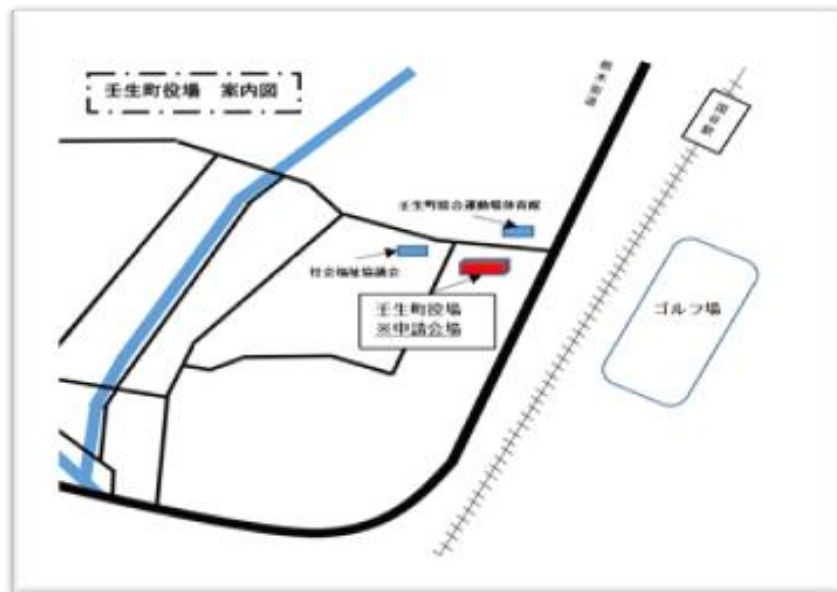
栃木県では、毎年2月に、農業用の軽油引取税免税証を一括して交付しております。

今年度も、**壬生町役場 1階 101会議室**で申請を受け付けます。受付日時等は裏面のとおりですので、交付を希望する方は、御確認ください。

※共同・受委託の方は**栃木県庁下都賀庁舎 第2福祉厚生等会議室**で受け付けます。

1. 受付日、受付時間、対象自治会 裏面の表をご覧ください。

2. 申請会場（壬生町役場：壬生町壬生甲3841-1）



3. 申請の際に持参するもの

- (1) 免税軽油使用者証
- (2) 免税軽油の引取り等に係る報告書（※新規申請以外の方）
（納品書又は領収書を添付、写しでも可。未使用の免税証(原本)を添付。）
- (3) 使用者証更新手数料 420 円（キャッシュ決済も可）（※新規申請及び使用者証更新の場合）
- (4) 耕作証明書（※新規申請及び耕作面積が変更になった場合）

使用者証更新のみの場合、耕作証明は不要です。

注：①新規申請の方は、免税証の交付は後日になります。

②新規申請及び免税機械の追加や入替えをされる方は、機械を取得したことが確認できる書類（契約書・納品書・領収書等）を持参するか、機械の「メーカー名」「型式」「馬力」をメモ等に控えてきてください。

③国税及び地方税の滞納処分を受けられた方は、処分解除の日から2年を経過しなければ申請できません。

4. 問い合わせ先

○栃木県税事務所 軽油担当 TEL0282-23-6882

○壬生町農業委員会事務局 TEL0282-81-1875（耕作証明書について）

令和8(2026)年 農業用免税軽油申請受付及び免税証交付日程表

地区	受 付 日	受 付 時 間	自 治 会 及 び 会 場	
共同 受委託	2月4日(水) 5日(木)	9:00~11:30 及び 13:00~15:30	栃木県庁下都賀庁舎 第2福利厚生棟会議室	
南 犬 飼 地 区	2月24日(火)	9:00~11:30	北 小 林	壬 生 町 役 場 一 〇 一 会 議 室
		13:00~15:30	上 田	
			中 泉	
			助 谷 ・ 助 谷 原	
			安塚一〜三、南部、中央	
			上 長 田	
			国谷中央、本田、新田	
			あ け ぼ の ・ 落 合	
若草・虹の杜・国谷南				
壬 生 地 区	2月25日(水)	9:00~11:30	下 表 町 、 中 表 町	
			下 横 町 、 今 井	
			上 表 町 、 東 下 台	
			城 東 町 、 舟 町	
			栄 町 、 仲 通 町	
			上 通 町 、 駅 東	
			城 内 、 城 南	
			下 馬 木 (壬 生)	
			西 高 野	
			上 新 町 、 万 町	
			三 好 町 、 旭 町	
			車 塚 、 星 の 宮	
			台 坪 、 上 坪	
			前 宿 坪	
			田 向 稲 荷 内	
			馬 場 、 原 宿	
			至 宝 町 北 ・ 南	
		六美町南部・中央・北部		
		緑町・幸町・おもちゃのまち・いずみ		
		ひばりヶ丘・下台団地・県営壬生住宅		
稲 葉 地 区	13:00~15:30	釜ヶ淵、原坪、鹿島		
		下 町 、 上 町		
		下 馬 木 (稲 葉)		
		本 郷 、 松 原		
		西 部 、 北 原 、 中 央		
		台 宿 、 下 坪		
		東 原 、 鯉 沼		
福 和 田				

壬生町役場 一〇一会議室

※朝一番、午後一番の時間帯は混雑します。遅い時間帯が比較的スムーズに受付できます。
 ※更新手数料420円がかかる方は、つり銭のないよう御協力をお願いします。(キャッシュ決済也可)
 ※上記の期日に申請することが難しい場合は、県税事務所にお問い合わせください。
 ※感染症予防に係るマスク着用については、申請者個人の判断に委ねますが、発熱や風邪等の症状がある場合は、来場を見合わせるようお願いします。